

令和7年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人フオイボス
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和7年9月25日、26日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 役員及び評議員の選任について、法令及び定款に基づき適切に行うこと。
- ・ 理事会及び評議員会の議事録について、正確に作成し、主たる事務所に備えおくこと。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1 評議員及び役員の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていない者がいた。</p> <p>ついては、評議員及び役員の候補者本人から、重任の者からも履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>(法第40条第1項、法第44条第1項により準用される第40条第1項、審査基準第3の1(5)、(6))</p>	<p>次回改選においては、評議員及び役員の候補者本人から、重任の者からも履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等、洩れなく全員、確認する。</p>
<p>2 評議員及び役員の選任等に関する書類について、次のような不備が見受けられた。</p> <p>① 評議員及び役員候補者誓約書について、作成日付等の記載がされていなかった。</p> <p>② 評議員及び役員候補者の履歴書について、作成日付等の記載がされていなかった。</p> <p>ついては、役員の選任等に関する書類について、選任の要件が客観的に確認できるよう適切な取扱いを行うこと。</p> <p>(法第39条及び第44条第4項、第5項、審査基準第3の2(2)、3(2)、4(2))</p>	<p>①次回改選においては、評議員及び役員候補者誓約書の作成日付等を確実に記載する。</p> <p>②次回改選においては、評議員及び役員候補者の履歴書の作成日付等を確実に記載する。</p> <p>また、役員の選任等に関する書類は、選任の要件が客観的に確認できるよう適切な取扱いをする。</p>
<p>3 役員及び評議員の就任承諾書について、徴していない、あるいは徴していても承諾年月日が空欄のものが見られた。</p> <p>ついては、役員及び評議員と法人の関係は、委任の規定に従うことから、就任を承諾した日を記載した就任承諾書を必ず全員から徴すること。</p> <p>(法第38条)</p>	<p>次回改選においては、役員及び評議員と法人の関係は、委任の規定に従い、就任を承諾した日を記載した就任承諾書を必ず全員から徴する。</p>

4	<p>令和7年6月26日開催の令和7年度定時評議員会について、理事会において評議員会の場所、評議員会の目的である事項等が決議されていなかった。</p> <p>ついては、評議員会の日時のほか、場所、評議員会の目的である事項等を理事会で決議すること。</p> <p>(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条、規則第2条の12)</p>	<p>次回の理事会では、評議員会の日時のほか、場所、評議員会の目的である事項等を決議する。</p>
5	<p>評議員会及び評議員会の議事録について、次のような不備があった。</p> <p><評議員会></p> <p>① 評議員を委員と記載されていた。</p> <p>② 令和7年度定時評議員会において、「理事・監事の承認について」と記載すべきところ「評議員の承認について」と記載されていた。</p> <p>③ 令和7年度定時評議員会において、出席した監事の氏名が記載されていなかった。</p> <p><理事会></p> <p>① 令和7年6月26日に開催された令和7年度第2回議事録について、出席した理事について、同日開催された評議員会で選任された新しい理事が出席したにもかかわらず、選任前の古い理事の氏名が記載されており、また、議事録署名人も古い理事のままであった。</p> <p>② 令和7年6月5日に開催された令和7年度第1回理事会議事録の氏名欄について、上から紙を貼って修正されていた。</p> <p>③ 令和7年6月5日に開催された令和7年度第1回理事会について、議案書に記載されている議題のうち、施設・整備等積立金の取崩及び経理規程の改正に関する議案について、議事録に審議したことが記載されていなかった。</p> <p>ついては、評議員会及び理事会の議事録は、対外的に法人の意思決定の経過、議事内容を示す唯一のものであるため、正確に作成すること。</p> <p>なお、本件は前回も文書指摘しており、その際、貴法人は「議事録の作成段階及び理事、監事及び評議員への記名押印等の確認体制が不十分であり、議事録作成時には正確な事務処理を行えるよう、複数人体制での作成及び確認を行う。議事録の不備については、令和6年度議事録について、再度確認し、修正を行い、押印についても再度確認していただいた。」旨回答されているものの改善されていないので、必ず</p>	<p><評議員会></p> <p>①評議員は委員ではなく、「評議員」と記載する。</p> <p>②R8定時評議委員会においては、「評議員の承認について」ではなく、「理事・監事の承認について」と記載する。</p> <p>③R8定時評議委員会においては、出席した監事の氏名を記載する。</p> <p><理事会></p> <p>①改選の理事会において、新旧理事の役割が煩雑になり起こった間違いである。次回改選の理事会議事録においては、新しい理事の氏名を記載するとともに、議事録署名人も新しい理事の署名をいただく。</p> <p>また、現在の規定では出席理事全員の署名をいただくようにしていることが原因ととらえることができるので、事務の簡素化からの観点からも、小数の議事録署名人と規定を変更することも検討する。</p> <p>②今後の理事会議事録の氏名欄においては、修正があった場合、正しく修正する。</p> <p>③議案書の議題すべてを協議していたが、議事録に未記載の議題があった。今後の理事会議事録においては、協議した議案書の議題すべてを議事録に記載する。</p> <p>また、今後の評議員会及び理事会の議事録は、法人の意思決定の経過、議事内容を、正確に示すように作成する。</p> <p>更に、理事会及び評議員会の議事録は法人の主たる事務所に</p>

	<p>改善すること。</p> <p>併せて、理事会及び評議員会の議事録は法人の主たる事務所に備え置くこととなっているところ主たる事務所に備え置かれていないので、備え置くこと。</p> <p>(法第45条の11、第45条の14、第45条の15) (規則第2条の15、第2条の17) (定款第14条、第27条)</p>	備え置く。
6	<p>評議員について、令和6年度の評議員会及び令和7年度第1回評議員会を欠席していた者が見られた。</p> <p>ついては、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、評議員の改選について検討すること。</p> <p>(審査基準第3の1(3))</p>	<p>今後の評議員会開催においては、すべての委員が参加可能なように十分日程調整を行うとともに、オンライン等参加しやすい開催方法も検討する。</p> <p>調整を経ても、なお欠席が続く場合は、評議員の改選を検討する。</p>
7	<p>評議員会を招集する場合は、評議員会の日の1週間(中7日間)以上前までに各評議員に対して通知を発しなければならないところ、1週間(中7日間)以上前までに通知を発していなかった。</p> <p>ついては、評議員会の日の1週間(中7日間)以上前までに各評議員に通知を発すること。</p> <p>なお、電磁的方法により通知する場合には、評議員の承諾を得なければならないことを申し添える。</p> <p>(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条)</p>	<p>今後の評議員会開催通知においては、評議員会の日の1週間(中7日間)以上前までに各評議員に通知を発する。</p> <p>また、メール等電磁的方法により通知する場合には、評議員の承諾を得る。</p>
8	<p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>ついては、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>(法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項)</p>	<p>次回の改選で、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合、在任する監事の過半数の同意を得るとともに、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残す。</p>
9	<p>理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前(中7日間)までに各理事及び監事に対して通知を発しなければならないところ、通知を発していなかった。</p> <p>ついては、理事会の日の1週間前(中7日間)までに各理事及び監事の全員に通知を発すること。</p> <p>(法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項)</p>	<p>今後の理事会開催通知においては、理事会の日の1週間前(中7日間)までに各理事及び監事の全員に通知を発する。</p>

10	<p>理事及び監事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会において定める必要があるが、貴法人の役員等の報酬に関する規程又は評議員会の決議では確認できず、理事及び監事に支給する報酬等の総額が特定できない状態であった。</p> <p>ついては、再度、評議員会において理事及び監事の報酬等の総額の範囲を定めるとともに、報酬等の支給方法及び支給形態に関する事項が定められていなかったもので、定めること。</p> <p>なお、理事の総額の範囲と監事の総額の範囲を分けて規定すること。</p> <p>(法第45条の16第4項によって準用される一般法人法第89条、法第45条の18第3項によって準用される一般法人法第105条)(法45条の35)(規則第2条の42)</p>	<p>次回の評議員会において、理事及び監事の報酬等の総額の範囲を定めるとともに、報酬等の支給方法及び支給形態に関する事項を定める。</p> <p>また、理事の総額の範囲と監事の総額の範囲は分けて規定する。</p>									
11	<p>附属明細書について、以下のような状況が見受けられた。</p> <p>① 引当金明細書及びサービス区分間繰入明細書について、令和6年度決算に関する理事会の議案書に添付されていなかった。</p> <p>② 積立金・積立資産明細書に当期増加額が記載されているにもかかわらず、資金収支計算書に、施設整備等積立金支出が計上されていなかった。</p> <p>ついては、附属明細書は、計算書類とともに理事会の承認を受けるとともに、作成について、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>(法第45条の28第3項) (会計省令第2条) (運用上の取扱い26)</p>	<p>①今後の決算の理事会議案書には、引当金明細書及びサービス区分間繰入明細書を添付する。</p> <p>②今後の決算の理事会議案書においては、積立金・積立資産明細書と資金収支計算書は整合性があるように作成する。</p> <p>また、附属明細書は、計算書類とともに併せて理事会の承認を受けるとともに、作成の際、計算書類との整合性を図る。</p>									
12	<p>里久の里拠点区分の計算関係書類について、資金収支計算書の受取利息配当金収入の金額と事業活動計算書の受取利息配当金収益の金額が一致していなかった。</p> <p>受取利息配当金収入 5,197円 受取利息配当金収益 11,139円</p> <p>ついては、計算書類間の整合性を図ること。</p> <p>(会計省令第2条)</p>	<p>今後の決算の理事会の計算関係書類については、計算書類間の整合性を図る。</p>									
13	<p>社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、予算計上しないまま支出している状況が見受けられた。</p> <p>(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="316 1787 928 1908"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>予算額(A)</th> <th>決算額(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備資金借入金</td> <td>0</td> <td>5,744,000</td> </tr> <tr> <td>元金償還支出</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ついては、予算変更の必要がある場合には、補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。</p>	科目	予算額(A)	決算額(B)	設備資金借入金	0	5,744,000	元金償還支出			<p>今後、予算変更の必要がある場合には、補正予算を調製し、理事会の承認を必ず受ける。</p>
科目	予算額(A)	決算額(B)									
設備資金借入金	0	5,744,000									
元金償還支出											

	<p>なお、本件は前回も文書指摘しているものの改善されていないので、必ず改善すること。 (留意事項2(2))(経理規程第21条)</p>	
14	<p>施設整備等積立金に係る勘定科目について、計算書類と附属明細書において名称が統一されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人単位貸借対照表：設備等整備積立金、設備等整備積立資産 ・拠点区分資金収支計算書：設備等整備積立資産取崩収入 ・積立金・積立資産明細書：設備等整備積立金、施設整備等積立資産 <p>については、積立金の名称は、適切な勘定科目を用いて、計算書類間並びに計算書類及び附属明細書の間で整合性を図ること。</p> <p>なお、本件は前回も文書指摘しているものの改善されていないので、必ず改善すること。 (運営費局長通知3(2))</p>	<p>今後、施設整備等積立金に係る勘定科目について、計算書類と附属明細書において名称を統一する。</p> <p>また、積立金の名称は、適切な勘定科目を用いて、計算書類間並びに計算書類及び附属明細書の間で整合性を図る。</p>
15	<p>令和6年度の施設・整備等積立金11,000,000円の目的外取崩について、令和7年6月5日の第1回理事会で事後承認を受けるため第4号議案として提案しているが、取崩理由を明確にした上で理事会に諮らなければならないにもかかわらず、「運営資金不足のため」という理由で取り崩していた。</p> <p>については、積立金を目的外に使用する場合は、事前に理事会において具体的な使用目的、取り崩す金額、時期等を十分に審査の上、法人の経営上やむを得ないものとして承認を受けた場合に使用できることものであることから、事前に、かつ、具体的な内容で理事会の承認を受けること。</p> <p>なお、本件は前回も口頭指摘しており、必ず改善すること。 (運営費局長通知3(2)) (鳥取県長寿社会課長通知)</p>	<p>今後、積立金を目的外に使用する場合は、事前に理事会において、具体的な使用目的、取り崩す金額、時期等を十分に審査し、承認を受ける。</p>
16	<p>登記事項の変更登記について、次のとおり行われていなかった。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 理事長の変更(重任)(令和5年度、令和7年度改選) ② 資産の総額(令和5年度、令和6年度決算分) <p>については、理事長の変更登記は変更から2週間以内に、資産の総額の変更登記は会計年度終了後3か月以内(毎年度6月末日まで)に行うこと。 (組合等登記令第3条第1項及び第3項)(法第29条)</p>	<p>①理事長の変更(重任)(令和5年度、令和7年度改選)について、速やかに変更登記する。</p> <p>②資産の総額(令和5年度、令和6年度決算分)について、すみやかに登記する。</p> <p>今後、理事長の変更登記は変更から2週間以内に、資産の総額の変更登記は会計年度終了後3か月以内(毎年度6月末日まで)に行う。</p>